



弊法人からの連絡事項

贈与と譲渡について

～10月17日（金）18時までにご回答ください～



Dental



Medical

P1

弊法人からの連絡事項

設備投資のご予定について

～10月17日（金）18時までにご回答ください～



Dental



Medical

P2

弊法人からの連絡事項

楽しい給与計算 社会保険料の変更



Dental



Medical

P3

労務トピックス

最低賃金引き上げについて



Dental



Medical

P4

医療トピックス

【スマホで資格確認】

2025年9月から始まるマイナ保険証の新しい使い方



Dental



Medical

P5

税務トピックス

職場のレクリエーション旅行について



Dental



Medical

P6

税務トピックス

通勤手当の非課税限度額【2025年改正の可能性】



Dental



Medical

P7

令和7年の確定申告の情報としまして、贈与と譲渡のご状況につきましてご回答をお願いいたします。右ページの設備投資と同様、フォーム（QRコードよりアクセスください）にご入力いただくか、同封の用紙にてFAX又はご郵送ください。

令和7年12月31日までの予定を含めてご記入ください。

<https://forms.office.com/r/66JtpREgDP>

※フォーム（WEBアンケート）からもご回答可能です。上記リンクまたは右のQRコードを読み取りご回答ください。

10月17日（金）18時までにご回答をお願いします。

2025年（令和7年）の贈与と譲渡について



贈与と譲渡に関するお問合せ
期 限 ××××年××月××日
御 申 出

確定申告に関連して××××年(令和×年)××月××日までの予定も含め、
贈与・譲渡と不動産売買について、ご回答をお願いいたします。

1. ××××年(令和×年)中の贈与について

贈与はしていない/受けていない
 贈与した
(誰に贈与しましたか)

贈与を受けた
(誰に贈与を受けましたか)

2. ××××年(令和×年)中の不動産売買について

不動産売却していない
 不動産売却した
下記にチェックをお願いします。

自宅を売却した
 自宅を購入した
 賃貸不動産を売却した
 賃貸不動産を購入した

日本クレアス税理士法人 医療事業部
〒100-6033 東京都千代田区有明3-2-5 有明ビルディング333号
TEL 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

贈与

贈与とは、財産を無償で譲ることをいいます。

個人^{*1}から贈与を受けた方(受贈者)は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに贈与税の申告と納税をしなければなりません。贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税^{*2}」の2つがあり、受贈者は、贈与者(贈与をした方)ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。

^{*1}会社など法人から財産をもらったときは、所得税の課税対象となります。

^{*2}「相続時精算課税」は、親子間などの贈与で一定の要件に当てはまる場合に選択できる制度です。

※贈与により土地や建物を取得したときには、地方税である不動産取得税がかかります。



◆贈与税の注意点◆

- ・2人以上から贈与を受けた場合で、合計額が110万円を超えたら贈与税の課税対象となる
- ・「契約者と被保険者と保険金受取人が別々」の契約形態の保険金は贈与税の対象となる

贈与税の申告漏れは、数年後の不動産購入や相続発生による調査等や、保険会社の法定調書から判明します。贈与税の申告漏れが発覚すると無申告加算税が課される可能性がありますので、上記が発生した場合は、必ず弊法人の担当者までご連絡ください。



譲渡

譲渡とは、有償か無償かを問わず権利や財産などを他人に譲り渡す行為を指します。無償か有償かを問いませんが、譲渡の内容によっては課税対象とされることもあるため、注意が必要です。

例えば建物や土地などの取引において、不動産売却(自宅、診療所、投資用不動産等)により得た利益に対しては、譲渡所得の確定申告が必要となります。不動産売却による譲渡所得は「申告分離課税」に分類され、給与所得や事業所得等とは分けた税額計算となります。ただし、不動産売却の際に支払った諸経費が売却による収入金額を上回ったケース等、譲渡所得の申告が不要となることもあります。

所有している全ての不動産(自宅・診療所・投資用不動産等)について、売却される場合等ありましたら、弊法人の担当者までお知らせください。

設備投資のご予定について～10月17日(金)18時までにご回答ください～ 弊法人からの連絡事項

2026年・2027年の消費税等の申告に関して、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

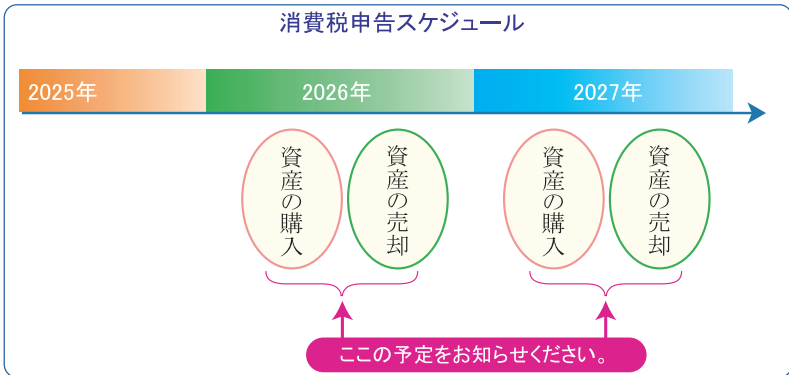
つきましては右記の「設備投資に関するお問合せ」を同封しましたので、ご記入の上FAXにてご回答ください。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、
10月17日(金)18時までにご回答をお願いします。

注意点

医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

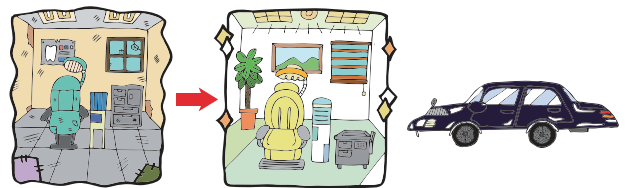
簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。そのため、2026年・2027年の設備投資についてご予定をお知らせください。



歯科医院・クリニックの改装や移転・資産の購入

医院・クリニックの改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、何百万円～何千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。

今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響いたしますので、併せてお知らせください。

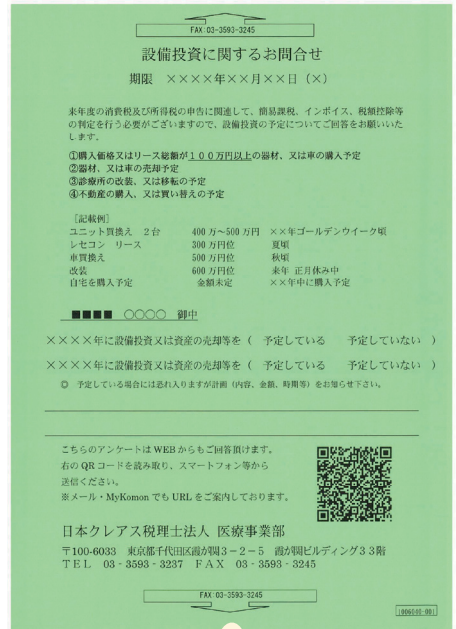


自宅、その他不動産の購入・買替

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。

設備投資についてご不明点がございましたら、
担当までお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部
お問い合わせ先は ☎03-3593-3237



webアンケートからのご回答も可能です。
お問合わせ用紙に掲載されているQRコードを読み取りスマートフォンから送信ください。

社会保険の算定基礎届の提出により、10月の給与計算から社会保険料が変更になります。
 楽しい給与計算ソフトの変更方法について、ご案内いたします。
 加入されている健康保険組合によって、操作が異なります。

①日本年金機構(協会けんぽ)及び厚生年金に加入している場合

その他のメニューから設定の変更を行いますと、給与計算で自動計算されます。

楽しい給与計算 > その他のメニュー

標準報酬月額の一括設定

各項目の内容を変更した後、一番下の「保存する」ボタンを押してください。
厚生年金 ボタンを押すと健康保険料の標準報酬月額に合わせて厚生年金保険料の標準報酬月額が設定されます。

NO	コード	氏名	生年月日	健康保険料 標準報酬月額	介護保険料	厚生年金保険料 標準報酬月額
1	001	森が開太郎	1947年1月22日 (73歳)	170,000円	<input type="checkbox"/> 控除対象	170,000円
2	002	森が開花子		88,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 控除対象	88,000円
3	003	森が開一郎		150,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 控除対象	150,000円

保存する

※日本年金機構から届いている『標準報酬決定通知書』の標準報酬の保険料へ変更

被保険者 整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月日	決定後の標準報酬月額 (健保)	決定後の標準報酬月額 (厚生)
1	〇〇 〇〇	S47.08.16	第二種	H26.09	170 千円	170 千円
5	〇〇 〇〇	S48.06.09	第二種	H26.09	88 千円	88 千円
6	〇〇 〇〇	S38.03.12	第一種	H26.09	150 千円	150 千円

②東京都歯科健康保険組合(歯科健保)に加入している場合

お手元に届いている基礎算定届による『標準報酬決定通知書』の保険料を給与入力画面で直接入力します。

給与入力画面の「健康保険料」欄に 13,000 と入力し、「厚生年金」欄に 3,000 と入力し、「自動計算」ボタンを押す。

厚生年金は①を参照してください

保険料明細書(標準報酬決定通知書)

算定基礎届により、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

被保険者番号	氏名	性別	取得年月日	異動年月日	異動原因	標準報酬月額(千円)	健康保険料		介護保険料		決定	除外
							保険料	(被保険者負担)	保険料	(事業主負担)		
1	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	27600	13800	13800	5005		
2	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	27600	13800	13800	5005		
3	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	20240	10120	10120	3670		
4	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	20240	10120	10120	3670		
5	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	23920	11960	11960	4338		

※東京都歯科健保組合から届いている『標準報酬決定通知書』の数字に変更

③医師国保・歯科医師国保に加入している場合

健康保険料は変更不要となります。

厚生年金保険料は変更が必要となりますので、上記①を参照いただき変更をお願いいたします。

今年も最低賃金が引き上げとなりました。最低賃金の増加は23年連続となっています。

最低賃金制度とは：最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省より地域別最低賃金の答申について発表されました。当初引上げ額の目安は過去最高となる63円でしたが、最終的には63円～82円の引上げとなり、全国平均は66円増の1,121円となる見込みです。（令和7年9月5日現在）

発効年月日が10月～翌年3月と自治体によって異なりますのでご注意ください。

■改定される最低賃金額（日付は発効年月日です。）

東京都	1,163円 → 1,226円	10/3	神奈川県	1,162円 → 1,225円	10/4
千葉県	1,076円 → 1,140円	10/3	埼玉県	1,078円 → 1,141円	11/1
茨城県	1,005円 → 1,074円	10/12			

最低賃金の確認方法

右のQRコードから全国の最低賃金を確認できます。



最低賃金は時給で表示されますので、基本的にすべて時給に換算して確認します。

時給	時間給 ≥ 最低賃金額 (時間額)
日給	日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)
月給	月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)

【月給制の場合の換算方法】

基本給	200,000円
職務手当	30,000円
通勤手当	12,000円
時間外手当	35,000円
合計	277,000円
.....	
労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
東京都の最低賃金	1,226円

出典：厚生労働省ホームページ

例) 右図の情報から月給制を時給に直して確認します。

支給された賃金から対象外となる通勤手当、時間外手当を除外します。

(この他、除外される手当には慶弔手当など臨時的なもの、固定残業代、休日手当や精皆勤手当、賞与などがあります。)

$$277,000 - (12,000 + 35,000) = 230,000$$

$$230,000 \div (8時間 \times 250日 \div 12か月) = 1,380 > 1,226$$

計算された時給は1,380円ですので**最低賃金額以上**と確認できました。

改定された最低賃金の適用基準日

改定された最低賃金は、労働日（勤務日）を基準に適用されます。

例) 15日締め当月25日払いの医院・クリニック 発効年月日：2025年10月3日

9月16日～10月2日・・・今までの賃金 10月3日～10月15日・・・改定後の最低賃金が適用

『楽しい給与計算』にそれぞれの単価を設定可能です。

時間給計算機

@1,163円: 60時間 30分 @1,454円: 1時間 @1,226円: 51時間 45分

@1,533円: 1時間 15分

小計: 137,179円

勤怠 支給 XE 給与明細書へ転記する

■計算機

※単価を登録すると給与計算の際に計算機が表示されます。
 ※時間の転記先を設定すると計算機に入力した時間が設定した項目欄に転記されます。
 ※「支給形態」で「時間給制」を選択した場合は必須です。

NO	単価	時間の転記先	金額の転記先
1	1163円	労働時間	基本給
2	1454円	普通残業時間	時間外手当
3	1226円	労働時間	基本給
4	1533円	普通残業時間	時間外手当

出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数	項目の増減方法	④ 勘定入力方法					
112	15	2			支給合計額 137,179					
基本給	133,808	時間外手当	3,371	特別手当	職務手当	休日手当	通勤手当	保険	非課税額	0
通勤費		項目の増減方法		休業控除					課税分合計	137,179
健康保険料		介護保険料		厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整	社会保険料合計	0
調整額		雇用保険料調整		項目の増減方法	自動計算	自動計算			控除合計額	0
時間給内訳	@1163円(60h30m) @1454円(1h00m) @1226円(51h45m) @1533円(1h15m)									
									差引支給額	137,179

計算の煩雑さを避けるため、改定前の給与計算期間については、最初から最後まで労働者には有利な新しい最低賃金で支給しても問題ありません。

※中小企業等では、最低賃金引上げのための支援（業務改善助成金、キャリアアップ助成金など）が活用できます。詳細は弊法人の担当者までお問い合わせください。

■ スマートフォンでのマイナ保険証の利用が可能に

2025年9月から、スマートフォンによるマイナ保険証の資格確認が可能になりました。このことにより、歯科医院・クリニックでのマイナ保険証の利用方法がさらに進化します。

保険医療機関及び保険医療担当規則等が改正され、新たな資格確認方法としてスマートフォンの活用が正式に追加されました。マイナンバーカードの代わりに、スマートフォンに搭載された電子証明書を用いて保険資格情報の確認ができるようになります。

具体的には、患者様がスマートフォンをカードリーダーにかざすことで、従来のマイナンバーカードと同様に資格確認が可能となります。読み取りがうまくいかなかった場合、マイナ保険証と併せて、「マイナポータル」にログインし、保険資格情報を提示すれば確認可能です。本人確認ができれば、通常通り3割負担などの会計処理が行われます。

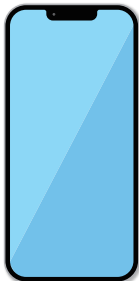


この仕組みにより、患者様にとっては、利便性が大幅に向上します。ただし、利用するには来院前にスマートフォンへの「マイナポータル」というアプリの設定が必要となります。

受付方法

マイナ保険証がある場合

マイナ保険証として
利用可能なスマートフォン



読み取りに失敗した場合

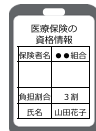
スマホ+その場で「マイナポータル」
にログインし、保険資格情報を提示
すればOK!
※資格情報+マイナ保険証でも可

マイナ保険証



OR

マイナ保険証+資格情報が必要

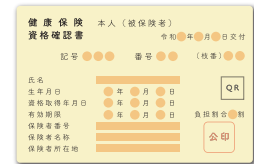


資格情報のお知らせ
●組合
氏名 山田花子
負担割合 3割
受診の際
マイナ保険証が必要



マイナ保険証がない場合

資格確認書
(2025/12/2~)



OR

健康保険証
(2025/12/1まで)



■ 歯科医院・クリニックの準備について

歯科医院・クリニック、薬局は、顔認証付きカードリーダーと連携する汎用リーダーの導入や、受付表示（ステッカー掲示）などの環境整備が求められることとなります。また、スマートフォンでの対応が可能となった歯科医院・クリニックでは、右のようなステッカーを掲載することとなります。
(2025年9月時点)

■ 補助金の活用も

汎用リーダーやその他スマートフォン活用に対応する機器の購入は、補助金等の対象となることがあります。

導入をご検討の方は、弊法人の担当者にご相談ください。



Question

職場のレクリエーション旅行を企画しておりますが、スタッフの参加割合が全体の半分を下回りそうです。この場合に歯科医院・クリニックで負担をした旅費はスタッフの給与課税の対象率となってしまうのでしょうか。

Answer

職場のレクリエーション旅行の場合は、旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、スタッフ等の参加割合及び参加したスタッフ等の負担額及び負担割合などの旅行の内容を総合的に勘案して判定をします。

高額な旅費は給与課税の対象とみなされるリスクはありますが、社会通念上一般に行われているレクリエーション旅行と認められる場合には給与課税の対象外となり、その旅行で歯科医院・クリニックが負担した費用を旅行に参加した人の給与としなくても良いこととなります。

判定要件について

原則として下記要件を満たす必要があります。

①旅行の期間が4泊5日以内

※海外旅行の場合には外国での滞在日数が4泊5日以内

②旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上

※自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、**参加者と不参加者の全員**にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。

また下記のケースは職場のレクリエーション旅行に該当しないとされています。

- ①参加する人（役員、成績優秀者等）を限定している旅行
- ②取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行
- ③実質的に私的旅行と認められる旅行
- ④金銭との選択が可能な旅行

スタッフの参加割合が50%未満の場合は？

国税庁では下記旅行の様な、**社会通念上一般に行われている職場のレクリエーション旅行**と認められる場合にはスタッフの参加割合が50%未満であっても、その旅行に係る歯科医院・クリニック負担の旅費については給与課税をしなくて差し支えないとしています。

【旅行の内容：例】

- ①旅行の目的等：歯科医院・クリニックの福利厚生規程に基づき全スタッフを対象に参加者を募集し、社内の親睦とスタッフの勤労意欲向上を目的とし、年間のレクリエーション行事の一環として行われるレクリエーション旅行（私的な旅行とは認められないもの）
- ②旅行期間：3泊4日
- ③費用及び負担状況：旅行費用15万円(内スタッフ負担7万円)
- ④参加割合：38%

職場のレクリエーション旅行をした場合、歯科医院・クリニックが負担した費用を参加した人の給与として課税されるかどうかは、その旅行の内容を総合的に勘案して判定することとなります。ご不明な点がございましたら弊法人の担当者までお気軽にお問い合わせください。



令和7年8月7日に人事院勧告において、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車等を使った通勤に対する手当の非課税限度額の引き上げが勧告されました。

近年、ガソリン価格が上昇し、とくにマイカー通勤者の経済的負担が重くなっている点を鑑みて非課税限度額の見直しが検討された結果と言えます。

ただ、法案提出がこれからの状態であるため、現状では『可能性』という表現になります。

■ 給与計算実務での対応はいつから

人事院勧告、国税庁の発表によると改正内容は令和7年4月1日に遡っての対応となる予定です。ただし、現状の発表では毎月の給与計算で遡って再計算を実施するわけではなく、令和7年の年末調整で4月からの改正分を再計算する方法になる可能性が高いと言われています。

■ 人事院勧告の発表から予想される限度額

片道の通勤距離	改正予想額	現行からの増加額
2km未満	全額課税	増加なし
2km以上10km未満	4,200円	0円
10km以上15km未満	7,300円	200円
15km以上25km未満	13,500円	600円
25km以上35km未満	19,700円	1,000円
35km以上45km未満	25,900円	1,500円
45km以上55km未満	32,300円	4,300円
55km以上	38,700円	7,100円



■ スタッフの通勤手当の事前確認をお願いします。

年末調整直前での実施となる可能性があるため、車通勤のスタッフがいる医院・クリニックでは現状の通勤手当について、下記項目の事前確認をお願いします。

例) 非課税交通費上限を超えて支給している交通費があるか
交通費支給額を非課税交通費上限額としている
駐車場等の利用に対する支給が含まれているか

今後、国税庁から具体的な改正内容の発表、また実施が確定しましたら、改めてお知らせします。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 396号

■発行日：2025年10月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：https://creas-med.com

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



WEB版 CLIENT
閲覧パスワード

creas

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話 (代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京/高山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート

日本クレアス行政書士法人